

発議第6号

太陽光発電について、自然と住環境との調和を求める意見書について

上記の議案を、多可町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成29年3月27日提出

提出者 生活環境常任委員会
委員長 笹倉政芳

太陽光発電について、自然と住環境との調和を求める意見書

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入は、持続可能な社会づくりに対して有効な手法です。しかしながら再生可能エネルギーの導入は、あくまでも「安全、安心の住みよいまちづくり」に寄与し、自然環境・生活環境の保護や災害リスクをなくす必要があります。

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の制定により、太陽光発電所の設置が急速に進み、住宅近接地での開発・里山の造成など、自然環境・住環境との調和を損なう事例も出てきています。

また、都市計画法や建築基準法が適用される構築物とみなされないことから、斜面の造成に対する危険性や、建ぺい率にかかわらず隣接地際まで太陽光パネルが敷き詰められるといった実態もあります。また、自治体としても国の認定内容について把握できないケースもあります。

こうした事態を放置すれば、事業者と近隣住民との間でトラブルが発生することにつながり、再生可能エネルギーの普及に大きな影響を及ぼしかねません。

よって、国におかれては、太陽光発電の整備において、事業者と自治体・住民の間で住環境・自然環境・景観との調和の取れた形での推進となるよう、下記のとおり要望する。

記

1. 太陽光発電の推進にあたっては、関係自治体や関係自治会・関係住民への説明を義務付けること。
2. 景観・生活環境への環境評価を行う等、自然や住環境、都市計画と調和した形で推進するよう法整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月27日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	伊達忠一	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
経済産業大臣	世耕弘成	様
環境大臣	山本公一	様
国土交通大臣	石井啓一	様

兵庫県多可町議会議長 清水俊博